

| 岡山県公報                          |       | 発行<br>岡山県               |         |  |  |
|--------------------------------|-------|-------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                             |       | 担当課（室）                  |         | 目次                                                                                    |  |
| 【告示】                           |       |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正  | 環境管理課 | ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請     | 県民生活交通課 |                                                                                       |  |
| ○ 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正  | 〃     | 〃                       | 農村振興課   |                                                                                       |  |
| ○ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 | 〃     | ○ 農用地利用配分計画の認可の申請       | 〃       |                                                                                       |  |
| (以上県例規集登載)                     |       | ○ 二級建築士の免許の取消し          | 建築指導課   |                                                                                       |  |
| ○ 知事指定薬物の指定の失効                 | 医薬安全課 | ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 | 〃       |                                                                                       |  |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定       | 障害福祉課 |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新    | 〃     |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退    | 〃     |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の指定              | 長寿社会課 |                         |         |                                                                                       |  |
| 〃                              | 〃     |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止              | 〃     |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 道路の区域変更                      | 道路整備課 |                         |         |                                                                                       |  |
| ○ 道路の供用開始                      | 〃     |                         |         |                                                                                       |  |
| 【公告】                           |       |                         |         |                                                                                       |  |

◎岡山県告示第四十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表第一 早島町の項の次に次のように加える。

|     |  |                              |                   |               |
|-----|--|------------------------------|-------------------|---------------|
| 里庄町 |  | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり） | 第二種区域及び第四種区域以外の地域 | 新庄の一部（別図のとおり） |
|-----|--|------------------------------|-------------------|---------------|

別表第二 早島町の項の次に次のように加える。

|     |                              |  |           |
|-----|------------------------------|--|-----------|
| 里庄町 | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり） |  | a 区域以外の地域 |
|-----|------------------------------|--|-----------|

附 則

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第四十九号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日

岡山県知事            伊 原 木            隆            太

別表早島町の項の次に次のように加える。

|     |                              |            |
|-----|------------------------------|------------|
| 里庄町 | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり） | 第一種区域以外の地域 |
|-----|------------------------------|------------|

附 則

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第五十号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成十一年岡山県告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日

岡山県知事
 伊原木
 隆
 太

本則中「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項」を削り、本則の表早島町の項の次に次のように加える。

|     |                              |  |        |
|-----|------------------------------|--|--------|
| 里庄町 | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり） |  | A以外の地域 |
|-----|------------------------------|--|--------|

本則の表の備考を次のように改める。

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

- 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

附
 則

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第五十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（二・五）ジメトキシー四ーメチルフェニル）エタンアミン（通称名ニCーD）及びその塩類

2 ニー（「ビス（四ーフルオロフェニル）メチル」スルフィニル）ーNーメチルアセトアミド（通称名Modafinil）及びその塩類

3 ーメトキシー三・三ージメチルーーオキソブタンーニールー（シクロヘキシルメチル）ーHーインダゾールー三ーカルボキシラート（通称名MOICHMICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年一月三十一日

◎岡山県告示第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事    伊原 木    隆    太

| 指定した医療機関 |                | 担当する医療の種類 | 指定年月日      |
|----------|----------------|-----------|------------|
| 名    称   | 所    在    地    |           |            |
| とよくに薬局   | 美作市豊国原三〇七―一    | 調剤        | 平成二十八年一月一日 |
| 金光薬局長船店  | 瀬戸内市長船町服部五二一―一 | 調剤        | 平成二十八年二月一日 |

◎岡山県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事    伊原 木    隆    太

| 指定を更新した医療機関    |               | 更新年月日            |            |
|----------------|---------------|------------------|------------|
| 名            称 | 所    在    地   | 担 当 する 医 療 の 種 類 |            |
| 中務薬局           | 浅口市金光町占見新田七四八 | 調 剤              | 平成二十八年二月一日 |
| 田辺薬局今市店        | 井原市西江原町二五十一   | 調 剤              | 平成二十八年二月一日 |

◎岡山県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 指定を辞退した医療機関 |            | 岡山県知事     |               |
|-------------|------------|-----------|---------------|
| 名 称         | 所 在 地      | 担当する医療の種類 | 辞退年月日         |
| さいわい薬局      | 真庭市福田二七九一  | 調剤        | 平成二十七年十二月三十日  |
| 有限会社とよくに薬局  | 美作市豊国原三〇七一 | 調剤        | 平成二十七年十二月三十一日 |

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

## ◎岡山県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

特別養護老人ホームせとの夢

#### 2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二六八番地二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人愛あい会

#### 2 所在地

岡山県岡山市北区櫛津四二九番地の一

### 三 指定年月日

平成二十八年二月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九七二

### 五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくらデイサービス子守唄の里高屋

2 所在地

岡山県井原市高屋町二丁目七番地三二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

栄株式会社

2 所在地

岡山県井原市高屋町三丁目二五番地一

三 指定年月日

平成二十八年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八二九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活リハビリセンターあかいわの郷我が家

2 所在地

岡山県赤磐市河本一〇二九一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成 2 8 年 2 月 2 日 岡山県公報 第 1 1 7 5 7 号

|   |                   |
|---|-------------------|
| 1 | 名称                |
|   | 株式会社いるくる          |
| 2 | 所在地               |
|   | 岡山県岡山市東区広谷六八〇番地九七 |
| 三 | 指定年月日             |
|   | 平成二十八年二月一日        |
| 四 | 介護保険事業所番号         |
|   | 三三七二二〇一三六二        |
| 五 | サービスの種類           |
|   | 通所介護              |
|   | 介護予防通所介護          |

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

## ◎岡山県告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーション楽木

#### 2 所在地

岡山県津山市二宮六五六番地の一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社イシンホールディングス

#### 2 所在地

岡山県津山市二宮六五六番地の四

### 三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇一四

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 梶並立石線
- 三 道路の区域

| 区 域                       | 新 旧 別 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---------------------------|-------|---------------|---------------|
| 美作市東谷上字トヨナリ五九六番一地从<br>先まで | 新     | 八・九<br>六一・〇   | 三三七・〇         |
| 美作市東谷上字トヨナリ五九六番一地从<br>先まで | 旧     | 四・一<br>一六・〇   | 三三七・〇         |

平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

◎岡山県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 道路の種類   | 県道                                            |
| 路線名     | 梶並立石線                                         |
| 区間      | 美作市東谷上字トヨナリ五九六番一地先から<br>美作市東谷上字トヨナリ五七七番一一地先まで |
| 供用開始年月日 | 平成二十八年二月二日                                    |

〔三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人真庭あぐりガーデンプロジェクト

三 代表者の氏名

甲本 弘道

四 主たる事務所の所在地

真庭市中三九六一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、安心、安全な食材の生産勸奨と購入、地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育、中山間地の安全な産物を使用した食物の提供、食材購入時間に子どもたちが楽しく過ごせる場所を提供することによる子育て支援、地域の特性を生かした体験型観光誘致等に関する事業を通じて、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた循環型環境社会づくりをするとともに、広く地域社会の福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ファミリーステップ

三 代表者の氏名

竹内 要

四 主たる事務所の所在地

倉敷市寿町三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、ひとり親（シングルファザー・シングルマザー）・子育て世代・子育てをしながら働く人たちに対して、笑顔で子育てできる環境作りや、安心して働ける環境作りや精神安定、地域福祉社会の公益増進に寄与することを目的とする。

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

〔四〇〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者              |                  |                              |  | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------------------|------------------|------------------------------|--|---------------|
| 氏名又は名称                    | 住 所              |                              |  |               |
| 大槻志登司                     | 加賀郡吉備中央町吉川四三七六一四 | 加賀郡吉備中央町竹荘字小出九五五他十筆          |  |               |
| 横田 敏夫                     | 加賀郡吉備中央町竹荘一九一五   | 加賀郡吉備中央町竹荘字家ノ上一九三二他六筆        |  |               |
| 松浦 廣實                     | 加賀郡吉備中央町田土六六二    | 加賀郡吉備中央町田土字中黒一六一一他三筆         |  |               |
| 三室農事組合法人                  | 新見市神郷油野三七三六      | 新見市神郷油野字タトリ三六九一他八十三筆         |  |               |
| 農事組合法人<br>大竹宮農            | 新見市哲西町大竹九三〇一五    | 新見市哲西町大竹字丸山五九四他三十二筆          |  |               |
| 農事組合法人<br>ファームやだ<br>たに鯉が窪 | 新見市哲西町矢田四〇一〇一三   | 新見市哲西町矢田字キヲン前四二四二一<br>一他八十五筆 |  |               |
| 児玉 恒                      | 津山市加茂町桑原五三七      | 津山市加茂町桑原字観音堂九六               |  |               |
| 藤田 季彦                     | 岡山市北区津島東三一三一二一二  | 津山市瓜生原字上ノ原一四七他七筆             |  |               |

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

|                   |                          |                     |              |             |               |                 |                   |                  |                   |                         |                   |               |                 |             |                  |                        |                    |
|-------------------|--------------------------|---------------------|--------------|-------------|---------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|---------------|-----------------|-------------|------------------|------------------------|--------------------|
| 山崎 博嗣             | 古市 久義                    | 稲田 泰男               | 小林 勝彦        | 鶴石 正        | 橋本 光男         | 農園 有限会社美作       | 中嶋 勝志             | 浜田 英昭            | 横山 忠弘             | 土居 俊也                   | 福島 信夫             | 池田 秀敏         | 山本 勝行           | 船田 繁        | 平田 榮一            | 農事組合法人<br>赤田當農セン<br>ター | 花田 義和              |
| 美作市鏡野町富東谷八五       | 美作市鏡野町富西谷八五<br>七十一       | 美作市真庭郡新庄村四八一七       | 美作市平福一〇一三一二  | 美作市原四六五     | 美作市平福一二〇七二三   | 美作市奥一一一七        | 美作市下庄町三一八         | 美作市岩見田二六五        | 美作市五名一二八九         | 美作市川上二三〇七               | 美作市真加部一〇一三        | 美作市小野一八七三十三   | 美作市矢田一〇二二       | 美作市真加部一三二八  | 美作市川上六九四         | 美作市赤田一〇一三              | 美作市滝四八四            |
| 美作市鏡野町富東谷字ゆもう一〇八一 | 美作市鏡野町富東谷字湯原六五七一三他<br>四筆 | 美作市真庭郡新庄村字少田四五六一他十筆 | 美作市友野字荒神ノ下七二 | 美作市川北字前田二一六 | 美作市平福字音田西一〇一七 | 美作市奥字曾根一二二四一他三筆 | 美作市宮本字宮ノ上ミ一四二一他四筆 | 美作市巨勢字下倉敷二九五六他二筆 | 美作市五名字地藏ノ元三五三一他五筆 | 美作市古町字向カジ田一九八二一五他四<br>筆 | 美作市久賀字荒神ノ下タ二五九他二筆 | 美作市小畑字ホコリ三九一三 | 美作市矢田字出口一五三八他二筆 | 美作市真加部字苦竹七九 | 美作市川上字天神畑ケ田四二三一二 | 美作市吉字打田七八他十筆           | 美作市英田青野字曾祢二三九他二十四筆 |

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

|                |                           |                          |                       |                        |                            |                            |                           |                         |                    |                           |                           |                    |
|----------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|
| 農事組合法人<br>長藤農場 | 農事組合法人<br>豊沢営農組合          | 農事組合法人<br>久常営農組合         | 株式会社ライ<br>スクロップ長<br>尾 | 菅原 繁                   | 農事組合法人<br>アグリモモ            | 横川 守                       | 梶谷 玉廣                     | 金井 邦英                   | 今井 勝               | 児山 彰                      | 石原 諭之                     | 本田 和司              |
| 三              | 苦田郡鏡野町長藤一七二               | 勝田郡奈義町豊沢四四九<br>一         | 勝田郡奈義町柿三九九            | 久米郡久米南町北庄三七<br>二一      | 久米郡美咲町安井六一一                | 久米郡美咲町大坪和西一<br>五三一         | 久米郡美咲町打穴西二八<br>五          | 久米郡美咲町南二二七三             | 久米郡美咲町打穴西一五<br>五六  | 久米郡美咲町両山寺二五<br>二          | 久米郡美咲町打穴西六六<br>七一<br>二    | 久米郡美咲町打穴西一〇        |
| 一              | 苦田郡鏡野町奥津川西字細田七二二一<br>二他七筆 | 勝田郡奈義町豊沢字土手下一一二一他<br>十一筆 | 勝田郡奈義町柿字影信三〇二他八筆      | 久米郡久米南町北庄字乗安三五四他二<br>筆 | 久米郡美咲町安井字のり兼六〇六一四他<br>四十二筆 | 久米郡美咲町大坪和西字まへ田一一五〇<br>一他三筆 | 久米郡美咲町打穴西字カジヤマへ二九九<br>他二筆 | 久米郡美咲町西川字陰地二〇六一一他四<br>筆 | 久米郡美咲町打穴西字岡一八九四他五筆 | 久米郡美咲町打穴西字サコノマへ六七〇<br>他二筆 | 久米郡美咲町打穴西字古トフ一〇〇一<br>一他一筆 | 久米郡美咲町打穴西字横田一〇二一一一 |

|       |             |                       |      |
|-------|-------------|-----------------------|------|
|       | 大倉規洋文       | 久米郡美咲町里一二一九           | 九六一二 |
| 小林 重信 | 久米郡美咲町書副四九三 | 久米郡美咲町書副字カイチ六九一―他四筆   | 他二筆  |
| 寒竹 昭則 | 久米郡美咲町藤田上九五 | 久米郡美咲町藤田下字下ノ前六六七―一他四筆 |      |

二 縦覧の期間

平成二十八年二月二日から同月十六日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十八年一月二十二日

〔四一〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年一月二十六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

加地 武宏 二級建築士 第五六六五号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

# 平成28年2月2日 岡山県公報 第11757号

〔四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字蓮池下五五七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目四―一三シャーマゾン中央B一〇一

小野 貴史

三 許可番号

岡山県指令建指第二四七号